

制限付き一般競争入札の公告

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 第 1 項及び輪島市財務規則(平成 18 年輪島市規則第 41 号)第 88 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 2 日

輪島市長 坂 口 茂

1 入札に付する事項(郵便入札案件)

- (1) 物 品 名 指導者・校務用コンピュータ
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 数 量 104 台
- (4) 納 入 場 所 輪島市河井町 外 地内
- (5) 予 定 価 格 40,806,480 円(消費税及び地方消費税を含む。)
入札書比較価格 37,096,800 円(予定価格の 110 分の 100 に相当する価格)
- (6) 納 入 期 限 令和 9 年 2 月 27 日

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 8 年度の輪島市競争入札参加資格において、物品等(事務器具類又はコンピュータ関連業務類)に係る競争入札参加資格の有資格者であること。

ウ この公告の日からこの入札執行の日までの間、輪島市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱(平成 18 年輪島市告示第 113 号)の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ この入札に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。

オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(更生手続又は再生手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づく一般競争入札に参加する資格の再認定を受けた場合を除く。)。

カ 役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している

者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

キ 本市の市税を滞納していないこと。

3 入札参加申請手続

(1) この物品の入札に参加を希望する者は、入札参加申請書兼入札参加資格確認申請書(別記様式)を輪島市役所総務部監理課へ郵送又は直接持参すること(郵送の場合は必着)。なお、申請書を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2) 参加申込みの受付期間は、令和8年9月3日(木)午前10時から令和8年9月10日(木)午後3時までとする。

4 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、入札参加申請書兼入札参加資格確認申請書の提出期限後に行うものとし、その結果を令和8年9月14日(月)までに申請者に文書(入札参加資格確認通知書)により通知する。

5 契約書条項等を示す場所

契約書は、輪島市役所総務部監理課内において縦覧することができる。

6 入札執行場所及び日時

- (1) 場 所 輪島市役所新館2階打ち合わせ室4
- (2) 入札書提出締切日時 令和8年9月17日(木)午後5時
- (3) 開 札 日 時 令和8年9月18日(金)午前9時30分

7 入札及び契約条件

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 最低制限価格 無
- (3) 契約書の要否 要
- (4) 契約保証金 要(契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上)

(5) 前 金 払 無

(6) 部 分 払 無

(7) 本件の契約締結については、輪島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年輪島市条例第 53 号)第 3 条の規定により、事前に輪島市議会の議決を要するため、当該契約は、輪島市議会で本件の買入りに係る議案が可決されたときに本契約となるものとする。

8 仕様書等の閲覧

(1) 仕様書等については、輪島市ホームページの入札・契約情報よりダウンロードすること。

(2) 入札に参加する場合は、必ず仕様書等を閲覧すること。

9 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、令和 8 年 9 月 11 日(金)午前 11 時まで
に書面(様式自由)により提出すること(郵送の場合は必着。メール可)。

(2) 質問に対する回答は、令和 8 年 9 月 14 日(月)までに、全ての参加者に通知する。

10 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

11 入札に関する無効事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 当該入札に対し、同一人による 2 以上の入札

イ 入札参加資格を有しない者のした入札

ウ 入札者の記名押印がない入札(委任状による代理人の場合は、代理人の記名押印が必要)

エ 入札書の金額を訂正した入札

オ 入札に参加しようとする者が協定して入札した場合又は入札に際し不正行為

があった場合

カ 事前公表をした予定価格を上回る入札

キ その他輪島市競争入札心得(平成 18 年輪島市告示第 112 号)の規定及び入札に関する条件に違反した場合

12 その他の事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) この入札は、郵便入札の対象であるため、入札に当たっては、輪島市ホームページの郵便入札の手引きを参照すること。

13 問い合わせ先

輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地

輪島市役所総務部監理課

電話 0768-23-1121

輪島市ホームページ <https://www.city.wajima.ishikawa.jp/>